

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）	
要望項目名	バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 軽油特定加工業の登録業者が製造するバイオディーゼル燃料混和軽油（以下「BDF混和軽油」という。）を販売した者。</p> <p>・ 特例措置の内容 軽油特定加工業の登録業者が製造したBDF混和軽油を販売した際に、使用されたBDFの数量に相当する分の軽油引取税を非課税とする。</p>	
関係条文	<p>地方税法 第144条の2第4項 地方税法附則 第12条の2の7 地方税法施行規則附則 第4条の7</p>	
減収見込額	<p>（初年度） ▲482 （－） （平年度） ▲482 （－） （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的 地域の未利用バイオマスを活用した産業創出とまちづくりを推進し、災害に対応した地域循環型エネルギー供給体制の強化、農山漁村地域の活性化、CO2削減による地球温暖化の防止を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 バイオマスなど農山漁村の未利用資源を活用することは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待される。</p> <p>また、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）のうち「グリーン成長戦略」及び「農林漁業再生戦略」においては、「バイオマス利用技術の開発・確立、地域のバイオマスを活用した産業の創出とまちづくりの推進」が重要な戦略として位置づけられている。</p> <p>バイオマスについては、関係7府省合同で有識者会議を設置し、本年9月にバイオマス活用推進会議において「バイオマス事業化戦略」を策定する予定であり、本戦略では、「バイオ燃料混合分の税減免の推進、BDFの税制等による低濃度利用の普及」が掲げられており、地域循環型としての燃料の育成を推進していく必要がある。</p> <p>BDFは、地域循環型の燃料として、地域産業振興、地域コミュニティの活性化、CO2削減、災害発生時の緊急対応燃料として重要な役割を果たすことが期待され、地域で普及が進んでいる。</p> <p>一方、B5（BDF5%混合軽油）による低濃度利用はBDF混和分の軽油引取税が徴収されることから、車両への負荷にもかかわらず非課税であるB100（BDF100%利用）として自治体等の車両用燃料に利用されているのが現状である。</p> <p>加えて、平成21年に自動車排ガス規制強化により、B100の利用は新規制の下、困難になりつつある。このため、地域循環型燃料として、BDFと軽油の混和による低濃度利用（B5）の道を開くため、混和分のBDFに係る軽油引取税の免税措置を行うこととする。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 3 農村の振興</p> <p>《政策分野》 9 農業・農村における6次産業化の推進</p>
	政策の達成目標	<p>地域の未利用資源であるバイオマスを活用した地域循環型燃料の普及を促進し、自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図る。</p> <p>2020年までに約5,000億円規模のバイオマス関連産業を創出（バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月閣議決定））</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	地域の取組により、BDF生産量は平成18年の5千KLから平成22年の2万KLと4倍に増加しているものの、地域循環型燃料として自立・分散型エネルギー供給体制を構築するまでには至っていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（平成25年度） 適用予定件数（KL） 15,000KL 減税見込み額 482百万円</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	なたね、ひまわり、廃食用油等の地域の未利用資源を原料とするBDFの普及は、利用時の環境負荷が少なく、かつ、農山漁村におけるエネルギーの地産地消が可能であり、今後の自立・分散型エネルギー供給体制の強化を牽引する核となるものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○農林漁業バイオ燃料法に基づく固定資産税の特例 農林漁業バイオ燃料法に基づく認定生産製造連携事業計画によりバイオ燃料製造施設（BDF製造施設含）を新設した場合において、当該施設の固定資産税を3年間2分の1とする。（平成24年4月1日～平成26年3月31日）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○バイオマス産業都市づくり対策事業 地域のバイオマスを活用したグリーン産業が創出され、太陽光、小水力等を組み合わせた地域循環型エネルギーシステムの構築が見込まれる地域において策定されたバイオマス産業都市推進計画に基づく施設整備の支援。</p> <p>○地域循環型バイオディーゼル燃料システム構築事業費 自立・分散型の地域循環型バイオディーゼル燃料システムの構築による災害に強いまちづくり、温室効果ガス削減、地域産業振興等の実現のための施設整備支援。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、事業計画に基づく設備費等の事業運営当初の経費低減に資するものであり、本税制措置は、軽油特定加工業者又は軽油生産業者、または消費者に対し支援を行うため、本税制措置と相まってBDF混和軽油の普及を促進するもの。
	要望の措置の妥当性	<p>BDFを軽油と混和することで、混和分の軽油引取税分が徴収されることから、用途がB100のみの利用が主体となっており、低濃度のBDF混和軽油での普及が進まない実態がある。</p> <p>一方、B100については、平成21年に自動車排出ガス規制が大幅に強化され、新規制対応の新型車両が順次導入されつつあるが、B100を利用すると、新排出ガス規制に違反するため、新型車両への活用が困難となる。</p> <p>本措置は、安心安全な燃料としてのBDF混和軽油の低濃度利用の普及を促進することにより、環境対策及び災害発生時の緊急対応燃料として活用可能なBDFの円滑な導入を実現させるものであり、的確な措置である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、BDF混和軽油（5%混合の場合）は、軽油引取税が最大約1.6円/L控除され、最終的には消費者負担が軽減されることとなり、BDF混和軽油の価格競争力の向上を通じてバイオ燃料の円滑な導入が期待される。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成18、19、20年度に要望し、19、20年度に「長期検討課題（二重△）」とされている。